

Title	金陵所見塙瓦錄
Sub Title	
Author	保坂, 三郎(Hosaka, Saburo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1941
Jtitle	史学 Vol.19, No.4 (1941. 3) ,p.91(675)- 116(700)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	挿繪:南京採集蓮華文鑄瓦二種
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19410300-0091

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

金陵所見博瓦錄

保坂三郎

はしがき

此處に示す資料の大部分は昭和十三年五・六月

支那學術調査に松本信廣教授が赴かれた時、私も
お伴をゆるされたのであるが、その時得たものと、
二三のものは其後再度私が渡支した時得たものと
である。又此等の資料採集に當つては現地軍當局
の絶大な援助によるものであり、特に下壺墓の調
査に當つては昭和十三年五月末今野部隊松原東平
軍醫大尉殿、雨花臺の調査に際しては本年三月大
島部隊長及び同隊稻葉傳三郎中尉殿の御好意によ
るものである。

A 蓮花紋を有する博瓦を中心として

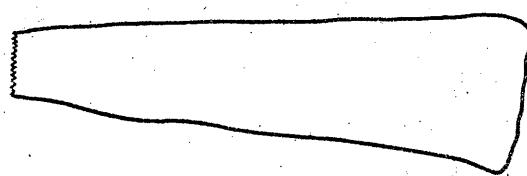
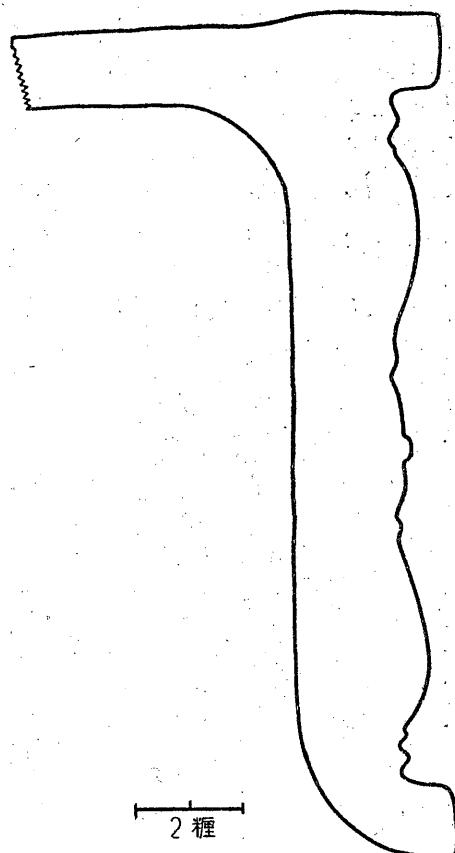
二三の考察

一

第一圖に示す鎧瓦は皇軍の奮戰の地として忘れ
ることの出來ない南京城外雨花臺で私が採集した
ものである。數多ある雨花臺附近のトーチカのうち
で最大なものゝ基部の邊で得たのである。土民
の言によれば、そのトーチカを作る際相當大きな
博榔墳が發見され木棺等も遺存してゐたらしく、
私の赴いた時にも博面に錢紋のある斷博がかなり
散亂してゐた。この附近は各種の遺蹟にめぐまれ

てゐるさうな地勢を呈してゐるのでこの鎧瓦がその墳墓に附屬する建造物に用ゐられたものであるか、又は南朝四百八十寺多少樓臺烟雨中と云はれた伽藍の屋瓦であるかわからぬ。

直徑一六・二纏、厚約二・五纏を有し、瓦當面に所謂八辨の單蓮華紋を刻出してある。一見本邦の古寺院趾等より出土するものとみまがふばかりの出來である。(断面圖参照)



(上) 雨花臺採集鎧瓦断面圖
(下) 卍臺墓採集字瓦断面圖

第二圖は松本信廣教授が南京莫愁路の骨董屋で購入された各種古瓦中の一で、やはり普通に單辨蓮華紋とよばる文様を有する鎧瓦である。直徑一五・五纏、厚二・五纏程のもので、出土地は明らかでないが、南京附近のものではあるまいか。この文様は本邦のものはむしろ朝鮮あたりに出土するものと似てゐるやうに考へられる。

第三圖に示すのは本邦に於て重弧文といはれる種類の文様を有する字瓦に相

當するものであらう。第四・

五・六圖に示す斷博と共に南京城内治城朝天宮裏の晋ト壺墓の墳頂で私が採集したものである。断片である爲大きさは明確になし難いけれども厚は二・九纏程を有する。(断面

圖参照)



圖二·一 第

チ型の部分にでも使用されたものゝ断片である。長手の隅に六瓣の蓮花文を有する點興味がある。左圖は小口の銘である。

現存部の長は一五粁、同巾は一四・八粁、厚は五・五一五・九粁程である。

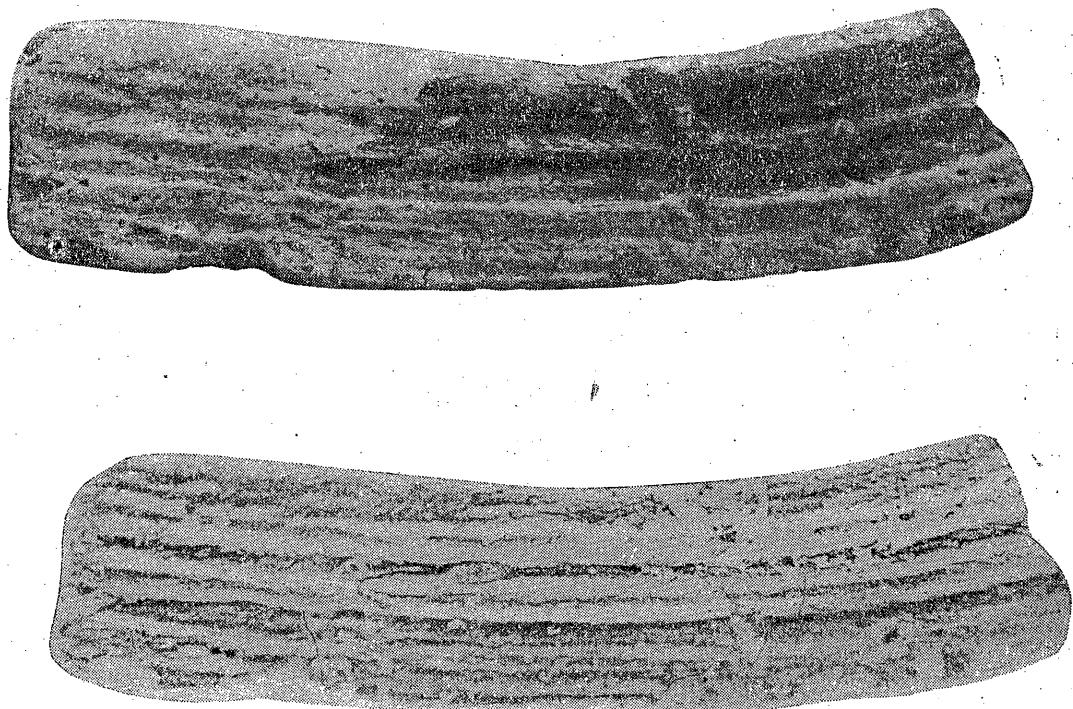
第五・六圖

第五・六圖は小口の部分のみを存する殘缺であるが、その部分に銘文が存してゐるので興味がある。

如何なる意味であるか今詳にはなし得ぬが、第四圖のものと書體は同じである。第六圖の方が厚みは稍大であるが、斷片のこととて大きさは明かになし得ない。

この種蓮華文を有する壇は南京附近から相當出土するものとみえて同地では屢々囁目した。

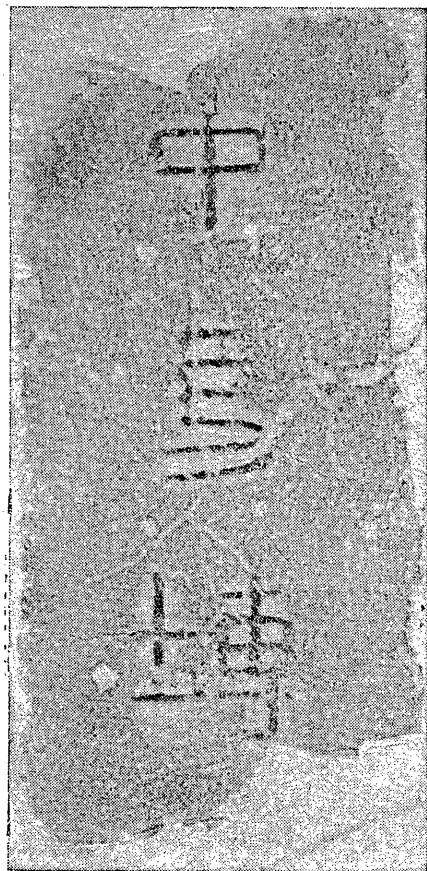
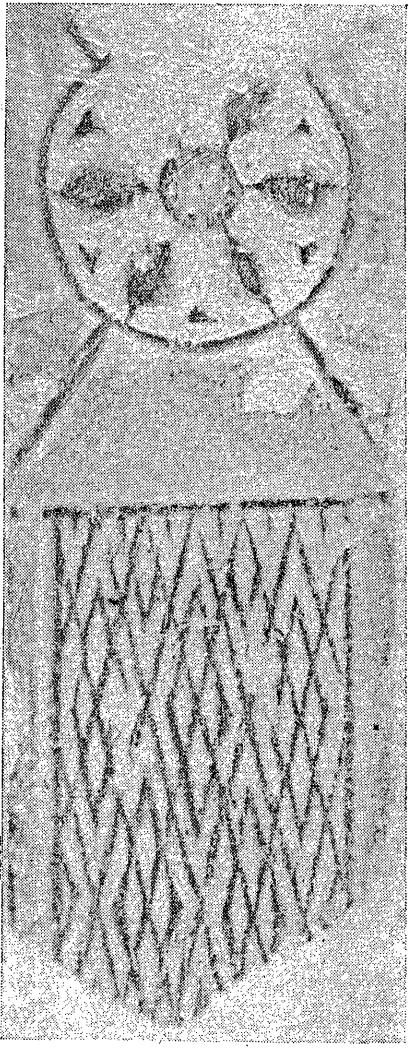
第七圖に示すものは南京城内清涼寺の壇造の壇の中に利用されてゐたものである。何處より出土したものか明かでないが、かつて清涼寺附近からは六朝墓も發見された由で、現今でもその附近に



第三圖

ものと考へて差支へないであらう。

第八・九・十圖は南京城内莫愁路の
骨董屋で購入したものであるから、勿論
出土地も明確ではないが、商人は南京附近
のものであると云つてゐた。孰れも一聯
のものであらう。



四 第八圖巾一四・五糰、厚四・五糰（斷片
の爲長は不明）

第九圖、長三三・五糰、巾一四・五糰、
厚四・五糰、兩面の小口に文様があり、そ
の一方に蓮華文をはさむで二つの忍冬文
があるのは特に珍しい。第十圖は壇面が
梯形をなすもので長三三・五糰、巾一一。
は櫛室を構つてゐたと覺しき壇がかなり多く散亂
してゐた。そのうちにこれと同種のものは見當ら
なかつたけれども餘り遠くから運んで來つて清涼
寺の壇を作つたものもあるまいから南京近傍の
七糰——一五・二糰、厚四・五糰、恐らく壇櫛のア
ーチ型をなす部分に使用されたものであらう。小
口の一方蓮華文、一方に銘文がある。

これ等の鎧瓦や壇は孰れも蓮花紋を有するもの

として興味がある。さうしてこの種のものは既に
關野原田兩博士^{〔註〕}によつて大體六朝頃のものである
と推定されて居り、誰もそれに對して異論をさし

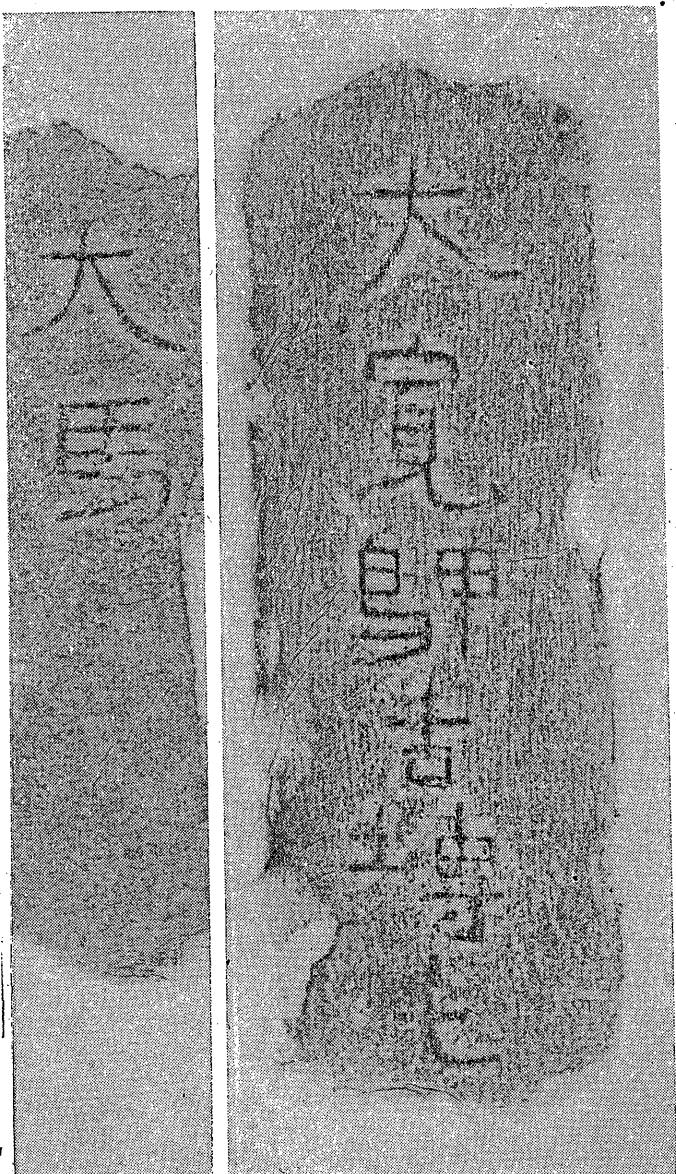
つた。然るに大正十二年六月頃尋常高等小學
校の敷地内にて地形工事の際偶然多くの壇を
發見した。此等の壇の様式は近年南京より出

土せし梁時代の壇と全く

一致してゐるから其手法

が梁の輸入であること明

白になつた。其文様は一
面には漢代の手法を有す
ると共に他面には南北朝
式の蓮花や忍冬文を持つ
てゐる。



第五・六圖

はさまれた様でもない。關野博士は其の著『朝鮮
美術史』〔六九一一七〇頁〕において、

公州は即ち百濟の故都熊津に當り、（中略）百
濟時代の遺物を發見すること極めて稀れであ

扶餘の（中略）巴瓦は何
れも周縁稍廣く且高く内

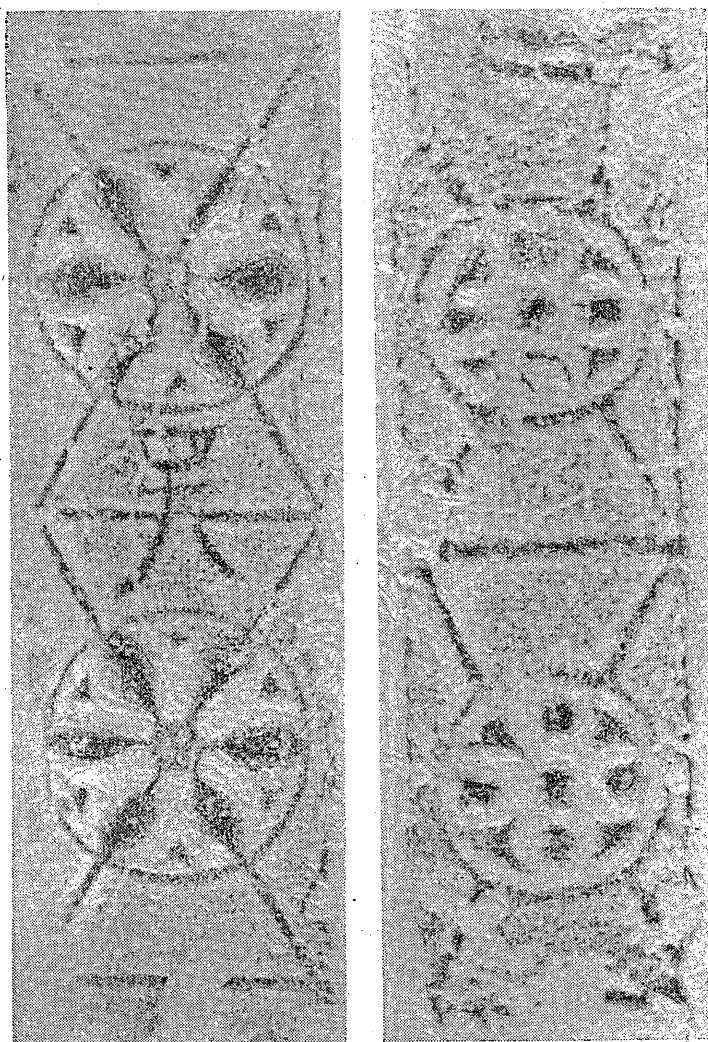
部に蓮花文を容れてゐる。蓮花文は細長く中
房小にして七顆乃至九顆の蓮子を有する者が
普通で、其様式は南京出土の梁時代の者と全
く同じく、又我飛鳥寺、法隆寺などの境内等

より出づる者と同一である。吾人はこれによりて昔時百濟と梁と我國との間に藝術上極めて親密なる師弟關係のあつたことを知ること

(特に第二十卷第五號、及び二十四卷第五號に於て) 延慶、朝鮮公州附近の百濟古墳について論述されその中に私のこゝに示す壇と同一形式のものを示されてゐる。私はこれ等諸先學の偉業を復習しつゝ次の問題に進みたい。

二

第七八圖

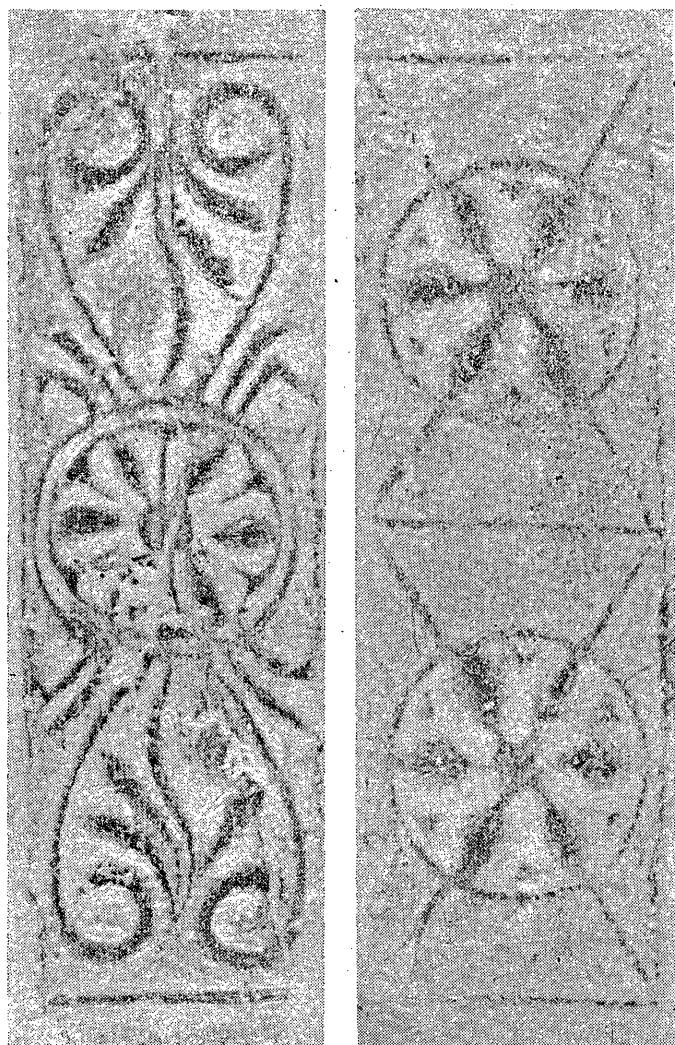


扱支那に於て鎧瓦から宇瓦に眼をうつしてみると、古い頃の宇瓦に關しては現在餘り知られてゐない。例へば近年發刊された雑誌『夢殿』の『綜合古瓦研究號』には梅原博士は「東亞の古瓦に就いて」論述され、^[註三]支那の古瓦の寫眞も數多く載せて居られるが、宇瓦の寫眞は一枚もない。同誌の試みが一方では宇瓦・鎧瓦の所謂「一組」を強調してゐながら、支那出土のものに關してそれを掲載してないのは支

ができた。
と述べられてゐる。簡にしてひ云つくされてゐる
と云ふ可きである。又輕部慈恩氏は考古學雜誌に

那の古い頃の宇瓦に確實なものを認めにならなかつた爲であらうと考へられる。

會津博士〔註四〕は



第一圖 九

ばかりで、紋様のある宇瓦は、まだ一つも發見されない。此は多分六朝時代へかけても同じことであり、恐らく唐代に入つても、大體は此勢で進んで居るうちに、支那本土の何處かに、此宇瓦が作り創められたものらしい。ただ其時と處とを明確に語るだけの充分な材料が、まだ吾々に與へられない。ことによると、唐以前にまで溯ることになるかも知れない。

整然たる學術的發掘よりも、盜掘によつて、しかも骨董商の手を経て、研究資料の大部分が供給される今日の状態では、果して唐代の支那全土に、紋様のある宇瓦が一枚も無かつたか否かを、何人も容易に斷言し得るもので無いから、周秦以後歴代の遺物と認められるものが傳へられて居り、ことに漢代の瓦當は、最も豊富な發達を遂げたが、紋様のあるのは總て鎧瓦

と述べられてゐる。それ程支那の古い頃の宇瓦は知られてゐないのである。唯同博士は右論文の註

に、

しかし京都市の伊藤庄兵衛氏は、山西省大同府雲閣で、自身拾得したと云はれる稍々薄手



第一〇圖

望して居る。

と述べられてゐるのが注目される。し

かし伊藤庄兵衛氏所藏の宇瓦を私は未だ拜見したことはないが、會津博士のいはれる朝鮮禾洞出土の物を『古瓦圖鑑』によつてみると、下壺墓出土のものは少し様式を異にしてゐる。する

と前述の下壺墓墳頂で得た宇瓦は實物で比較研究するには標準が全くないこ

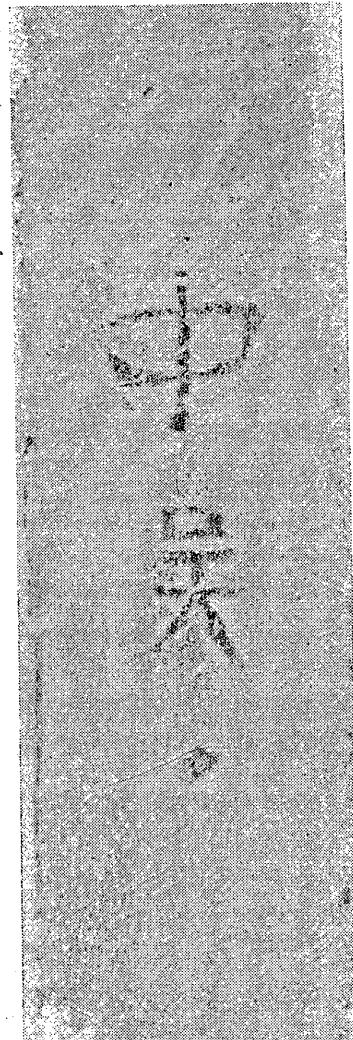
とになる。

の櫛目紋様の宇瓦二種を所有して居られ、高

橋健自博士舊藏の朝鮮禾洞出土の物に酷似し

て居る。同氏が主張されるやうに北魏時代の

からの文獻がある。



唯この下壺墓に關しては相當古い頃

民国二十四年中央古物保管委員會によつて出版された『六朝陵墓調査報告』には二三の古文獻を

引用し、次の様な記載がある。しかしそこに引用された文献の孰れとこの字瓦の時代を結びつけて考へる可きかは相當な問題となる。結びつけやう

とすること自體が或は誤であるかも知れないがこの字瓦の性質を考へる上には一應顧る可きものであるからここに轉載する。〔註六〕

晋尙書令侍中驃騎將軍卞忠貞公墓

十壺事蹟見
晋書卞壺傳

民國二十四年春、長子偰於朝天宮後訪得。

葬地所在 在今南京城内朝天宮後。輿地記勝卷十七、晋卞公祠堂條云、曾文昭公晋卞公祠堂記、江寧府之天慶觀也、有晋卞忠公墓、公諱壘、官至尙書令、蘇峻之難、與其二子力戰、死之、謚忠正、葬治城、後七十餘年、盜發公墓、尸僵如生、李氏建忠正亭於其墓北、穿地得斷碑、徐公鍇實爲之識、本朝葉清臣又封墓刻石表之。

清陳作霖運瀆橋道小志、直橋街北、有晋卞忠

貞公祠、祠舊與朝天宮西夾道通、故俗呼爲宮後門口、祠後爲墓、墓北向、墓前有全節坊、葉公所書之碑碣猶存。

案晋書卞壺傳、謚忠貞、輿地紀勝謂謚忠正、誤。傳又云、後盜發壺墓、尸僵、鬢髮蒼白、面如生、兩手悉拳、爪甲穿達手背、安帝詔

給錢十萬、以修塋兆。

又案梁書何點傳、點感家禍、絕婚宦、與陳郡謝滄、吳國張融、會稽孔稚珪、爲莫逆友、徒弟遁、以東籬門園居之、稚珪爲築室焉、園內有卞忠貞冢、點植花卉於冢側、每飯必舉酒酌之。據此、則卞忠貞墓、晋時在東籬門、而又爲高士何點隱居之所焉。

營葬年月 建康實錄、晋成帝咸和三年、(西曆三二八年)二月庚戌、蘇峻軍至鍾山、領軍卞壺帥六軍、與峻戰於山南、王師敗績、峻因風放火、進燒青溪柵、再破官軍、卞壺等死於柵

下、九月、陶侃率溫嶠庾亮等陳於白石、斬峻、據此、卞壘之葬、必在此年九月以後。

墓前遺物 今存墓碣一、題曰晉書令假節領軍贈侍中驃騎將軍成陽卞公墓。

(中略) 案六朝事迹編類卷十二、晉卞忠正廟條云、

卞壘、諡忠正、葬吳治城、盜發其墓、安帝賜錢十萬封之。入梁復毀、武帝又加修治、李氏有江南、建忠正亭其墓、穿地得斷碑、公名存焉、徐鍇實爲之識。本朝慶曆中、知府事龍圖閣直學士葉公清臣、又封墓刻石表之。據此、今墓碣乃宋葉清臣所書。其原有斷碑及徐鍇所識、今已無存。

篆墓遺文 晉卞公祠堂記、宋曾肇撰、正書、在治城、文載江寧金石記卷五。

又民國二十六年出版衛聚賢著の『中國考古學史』(中國文化史叢書) の附錄一、各地發見古物誌には、この墳墓が北京故宮博物院南京分院保存庫を

建る際發掘された時の新聞記事を輯載してゐる。それによると内部の構造に於てもすこぶる注目すべきものであるが、恐らく不幸な出來事の爲に明らかにされないでしまふであらうから、ここに再び新聞記事を轉載しやう。

註古

南京朝天宮、即古冶城遺址、前因故宮博物院在該處建築古物保管倉庫、已將治山之南麓掘開一部分、當在地層中發現古代磚瓦及碎磁陶片甚多、不意昨日仍在繼續開掘之際、突於土中發現古墓一所、并古井一口、其時適有考古專家、衛聚賢、顧蔗園兩君正在該處參觀、比即拾取該古墓之斷磚一才、細加鑑定、經就該磚之花紋詳加研究、認定該墓決係三國時代之人物、又該古井上尚存有井欄一個惟并非石質、乃係一整個之陶質品、是以彌覺可貴、該項井欄亦經衛君鑑定結果、認爲較古墓時代尤早、大約尙係吳越春秋時代之物云、該古墓古井自

昨日發現後、比由監工人諭令停止挖掘、一面
并報告故宮博物院當局、聞該院當局已決定於
今晨八時、會同中央研究院派員前往開掘、俾
一窺墓中之究竟。（二十五年三月十三日朝報）

南京朝天宮地方、因建築古宮博物院倉庫、掘
出古墓一座、當時因禁止參觀、致一般考古人
士、無從考測該墓之建築及其年代、茲考古專
家衛聚賢氏、由滬將當時察看所得、著文考證
爰爲披露、并介紹於一般渴欲知朝天宮古墓之
情形者、原文如下、

朝天宮發現的古墓、爲十字形、與在我山西
萬泉縣荆村發掘的新石器時代遺址、距其地不
遠處、本地人掘得之漢墓、同爲十字形、墓內
棺材無有、而人骨尚存、有一個人手腕套、一
百餘個五銖錢、陶器多種、陳列於旁、山西與
朝天宮的十字墓、或者均爲當人一夫三妻的合
葬坟墓、至於朝天宮墓內已無骨骼、因爲南方

氣候潮溫、不易保存之故、又民國十九年我在
棲霞山發掘得的六朝墓中、亦無骨骼、而鐵釘
已朽腐不堪、至於墓內正中的井、係預防盜墓
而設、猶如山西萬泉一帶、於土嶺的溝壁中鑿
洞以避匪亂、（傳係明代的）於洞內正路中下鑿
一井、使匪類不慎、墮入井中、此墓上距地面
不過三尺、其墓頂當初必爲弧形、就墓形言、
弧形當高約二尺、墓地爲斜坡形、兩雪沖刷、
墓頂之磚易於露出、所以被人盜掘了、當時因
井中之土已塞滿預防盜墓的功用已失、故其中
古物都被盜去祇遺漏了二個陶器、墓磚花紋、
我未全見、當日看到的、有三個時代吳磚、晉
磚、六朝磚、是雜用各磚築成的、考其年代、
當爲六朝的末期、至於墓旁之井、與金山衛、
戚家墩、河北易縣燕下都的井相同、當係吳越
古井、與十字形古墓無關、鄙意推測如此、不知京方考古諸君、以爲如何？（二十五年五月

十二日朝報)

記載は以上のやうなものであるが、私は短時間の單なる表面採集によつて、これ等の壇や宇瓦を採集したのであつて、學問的な發掘調査を経て得た資料でないから、強いてこの記載の中のどれに結びつけられるものであるかといふことはしばらく避けたい。

三

然しながらひるがへつて考へるに、幸ひ我が國にはこの種宇瓦の類品が屢々見られるのである。

そしてそれは畿内方面にあつては大體に於て推古時代から寧樂時代前期にかけて行はれた様式の一大と考へられてゐるものである。且それに伴ふ鎧瓦には單瓣の蓮花紋もあれば、複瓣のものもあり、又單瓣の面に小葉を作り出したもの等もあつて極めて多種多様である。然しながら下壙墓のこの宇

瓦はその描線が極めて粗拙であつて日本で普通重孤文なる名稱の下に呼びならはされてゐるものに比較すると孤と孤の間の彫りが極めて淺く、むしろプロトタイプに屬するものである。實例を以て云ふならば弘福寺や山田寺から出土する重孤文のやうでなく、四天王寺や施鹿園寺出土のものに一脈相通するものである。即重弧文の宇瓦としては一番古い様式と考へられる系統のものである。従つてこの宇瓦に伴ふ可き鎧瓦は複瓣であるよりも單瓣である蓋然性の方が大である。

元來日本の單瓣蓮花紋鎧瓦は梁・百濟からの傳統を承けて作製されたものであることは既に實證されてゐる處である。さればよし支那に宇瓦の發見がなされなくとも、この日本に於ける傳統をたぐつて行けば、關野・原田兩博士の得られたやうな單瓣蓮花紋鎧瓦に組合はさる可き宇瓦は、日本に發見される梁の傳統を受けた鎧瓦と一組をなす

宇瓦と略同一の様式を持つたものであらうこととは私のこの宇瓦の發見がなくとも推し得る所なのである。

されば私の得たこの重弧文の宇瓦は日本の古瓦の傳統から考へれば、その淵源の地に於ける可能に於て今まで發見さる可くして發見されなかつたものであると云ふ可きであらう。此處に於て

の宇瓦の年代も大體六朝頃のものとみとめることがこれ等の有機的關係に於て強められるであらう。且又上掲の諸文獻とも相矛盾することなきものであらう。

勿論私はたつたこの宇瓦一・二片だけで下壺墓の出來上つた時の瓦であるとか、何點の隱居所の瓦であるとか、安帝の修理した時のものであるとかいふ程明確に云ふのは差控へたい。私がここに文獻を引用したのは聊かの強みを感じるからであつて、よし南京の他の場所から私が得たとしても

この論究は可能なのである。即下壺墓の宇瓦であるといふよりも餘り知られてゐない支那六朝頃の宇瓦としてここに示しその鑑瓦との有機的な關係を得た機會に我邦古代文化の一面をも顧みんとするものである。

四

此處に於て、私は上述の如き關係をこれ等の古瓦を解釋する上に最も關係の深い二三の事實と共に考へてみる。その一つは世に謂ふ法隆寺式伽藍配置なるものについてである。このものを我邦の獨創の様に考へるむきが世にあるが、南京郊外の棲霞寺の現狀をみれば、この伽藍配置も亦その淵源は支那にあつたものと考へざるを得ないであらう。即同寺の齊代のものと傳へられる大佛龕は東に、仁壽の舍利塔と傳へる八角七重塔は西に並び

建ち、南面してゐるのである。勿論兩者とも後世の拙劣な修補に禍ひされ見苦しい部分も存するが、仔細に之を觀察するならばその間に後人の追従を許さざるもの認めざるを得ない。そして、かかる事實の支那に存在することは寧ろ我々の期待し得る所であつて、今迄その淵源の地に資料がかくされてゐたと云ふ可きであらう。見出さる可くして見出されなかつたのである。しかも此地は我が遣隋使・遣唐使の上陸した地點と考へられる楊州の對岸の地である。思ひ半ばに過ぐるものがあるであらう。

さきに重弧紋宇瓦の支那に存在することは歸納的にも考へられ、又實在もすることを私は示したが、最も有機的關係にある法隆寺式伽藍配置も亦全く同一結果に到達したのである。

會津博士〔註六〕は

全く同一のものを海の彼方と此方とに發見す

ることは事實上はかへつて不可能の場合もあり、或は又これから之の搜索で何時何處から何なんものが發見されないと限らない。だから何ら輕々しく日本の發明として了ふよりも矢張り唐なり、其以前の支那なり、或はそれを傳へた朝鮮なりの影響と見る可きであらう。と述べられて居るが至言である。

畢竟するに日本の佛教史で所謂奈良佛教は聖德太子の如く自解佛乘の御方は別として、其の探つてゐた宗や其の思想から觀てなほ支那からのあてがひぶちを踏襲してゐるだけに止り、多くは原始信仰の如きものか、或は智識的形式的に學ぶ程度であつて、眞に人間完成の問題として眞剣に扱つてゐたのではないやうに考へられる。寺院建築も亦その範圍に留まるものと解せざるを得ないのである。

も表はれることである。今私はここに取扱つ

めて濃厚なのである。

た主題の古瓦の名稱について顧みる。興味深くも近年鎧瓦宇瓦等といふ古瓦の呼稱について大分議論が沸湯したのであるが、その呼稱を排撃せんとする一部學者が、古來大陸にはかかる名稱がないと斷定して議論を進められるのを見受けるが、その新名稱がこれ等の名稱に比して科學的なりや否やは別として、私は左様な史料の取り扱ひ方に對しては同意致し兼ねる。私に言はずならばこの論法は、あたかも漢土に早く逸して本邦にのみその傳來を保つた『遊仙窟』『文館詞林』『古玉篇』といつたやうな書籍が今支那に見當らないといふ理由でそれ等の書籍を日本の撰述であると断定するに等しい。

かかる名稱の使用されたり、輯錄されたりしてゐる正倉院文書や和名抄の如きものは例外もあるが、大體に於て支那の模倣に歸さるべき性質が極

元來和名抄は國民が國語に對して自覺して來た頃の所産ではあるけれども、又その書名等からもそれはうかゞへはするが、内容をみれば明瞭である様に國語を解説することを目的としたものではなくて、個々の漢語に該當する適切な國語を示さうとしたものなのである。されば其處に注されたよみ方は當時の國語であらうけれども餘程確實な證據のない限りその字句は日本の古名などゝいふわけにはゆかないのである。それ等文字や字句にして現在は支那の文献によし傳はつてゐないとても、日本のそれらの書物に見ることの出來るといふ事實は、とりもなほさずその頃支那でそんな文字や字句を使つてゐたことを示すのであつて、日本の創作であるよりも日本が借用したといふ蓋然性がはるかに大であると考へるべきである。私は常にかう考へてゐる。

我々が現在みることの出来るのは支那のものに

まうと、知る事の不可能な事なのである。

限らず日本のものに限らず現在まで生き残り得た

極少數の文献であり、決して現在までに作られた

書籍の全てではないのである。今は既に影も形も失はれてしまつた幾多の書籍に何と書いてあつたか我々にはもう永遠にわからないのである。又殘存せる文献と雖も原本のまゝで現今まで傳はつてゐるもののが幾つあるであらうか。

更に又どんな本が何處にかくされてゐないとも限らない。そしてそれに何と書いてあるかは想像も及ばない。彼の有名な『七大寺巡禮私記』の様に、又龜甲獸骨文字の様に。かういふ例は今後年と共に増して行くであらうと私は考へてゐる。即ち學問といつてもそこに極めて限られた限界が存するのである。人間として可能の範圍があることに氣がつかねばならないのである。これは如何に綿密な實測圖を書かうと、現存する文献をあさり讀

曩に私は下壺墓の字瓦の時代を六朝頃のものと推定し、それに組合はさる可き鎧瓦を複瓣の蓮花紋と見るよりも寧ろ單瓣であらうと假定して置いたが、その反面には又色々様式の複雜性を考へて自らその間に危惧なきを得ないのである。

といふのは「私は原來單瓣は必ず複瓣より古いとか、複瓣同志は必ず同時代に違ひないと決めて了ふやうな、簡単な狹隘な様式主義には、多くの反證をあげて極力反対せんとするものであるから。」〔註九〕これも江南方面に例をとつて考へるならば南京郊外に散在する梁代陵墓の石柱墓表を擧げることが出來やう。それは天祿獸なる小石獸を戴く石製圓蓋は極めて雄渾な複瓣の蓮座であるが、その圓蓋の底部には單瓣の蓮華文を彫つてあるものがあ

[註一〇] る。

又河北省定興縣所在北齊大寧二年(西紀五六二)有銘石柱^[註一一]の基礎の蓮座は複瓣が刻出されて居り、蓋盤の底部には單瓣の蓮華文や幾何文様が彫刻されてゐる。かくの如く單瓣と複瓣の蓮花紋が同一の遺物の表裏の位置にさへ施されてゐるのを知る。

これ等のものから考へるならば六世紀の初頭から中頃にかけて鎧瓦や壇等の紋様に複瓣の蓮華紋が採用されなかつたと斷言するわけには行かないことになるのである。

丁度これは日本の推古時代建築の最も顯著なそして最も重要な特色の一つとみなされてゐる雲形肱木といふ一様式についてこれまで一般に推古時代獨特の趣好に成るもので、且これは次の白鳳時代になると全く影を消して了ふやうに考へられてゐるが、長元十年筑前觀世音寺文書(修理米用途

注進狀)^[註一四]によると、白鳳時代の創建と考へられる觀世音寺に雲形肱木が使用されてゐることが察せられる。即白鳳時代になつても雲形肱木は決して全くはその姿を消してはゐなかつたのである。するところの事實を逆に解せば白鳳時代に一般に行はれた建築様式であつて、法隆寺の如き寺院が早く之を採用したとみることも出来るであらう。^[註一五]

或る時代の様式と動す可からざる眞理の様にいふけれども、その時代にも舊派もあり新派もあり、中間様式等も相共に並び存するのが常であつて絶對的等といふやうなものは求められるものではない。

殊に我が國の美術の様式等を考へる時は餘程の注意が必要である。即支那の様式を輸入する時必ずしも彼の地で起つた様式を年代順に輸入したとばかり考へるわけにも行かない。或る時には新しく興つた様式を先に輸入し、その後に到つて、其

時代に併び存した古い様式を輸入するやうな可能性もある。朝鮮が支那の様式を輸入した時に對しても同じことが考へられるし、それを更に日本が輸入した時には餘程複雑化するであらう。事實はそれ程ではないであらうが、そんな場合を數學的に『組合』はせたならば、かなりの場合が生じて来るであらう。それであるのに一方では推古時代のものと覺しき古瓦を出土する寺院址と法隆寺以下推古時代の建築様式を多少なり考察するに役立つ資料の比を考へ、又それ等が現代に到るまでの

間に自然的に、人爲的に受けた變化を考へたならば法隆寺の現存状態といかに細かく研究した所で人に押しつけがましい程の言説を弄すこと等は出来ないであらう。

現にあつては「おぼろ」とあつてもその反対に「おぼろならぬ」意を表現してゐる場合のあることさへよく『土佐日記』や『源氏物語』等にはみられる處であつて、造型美術に對してもその位の態度で臨むことは必要であらう。

この程度の豫想をしたゞけでも現今我々の研究して行き得る可能範囲のあまり小なるを悟らざるを得ないであらう。それを自分に都合のよい科學的方法等で考へた所で畢竟はファウストの悲劇にあらざる何物であらうか。

慮ふに古瓦の様式といはるゝものにしろ雲肱木等といふ様式をうちたてたことにしろ、日本に於ける美術史研究史上の歴史的事實ではあるけれども決してそれが正しいといふ判定とはならないのである。其のことは未だ完成されてゐないのであれさへも強く現はれて來るものである。文藝的表

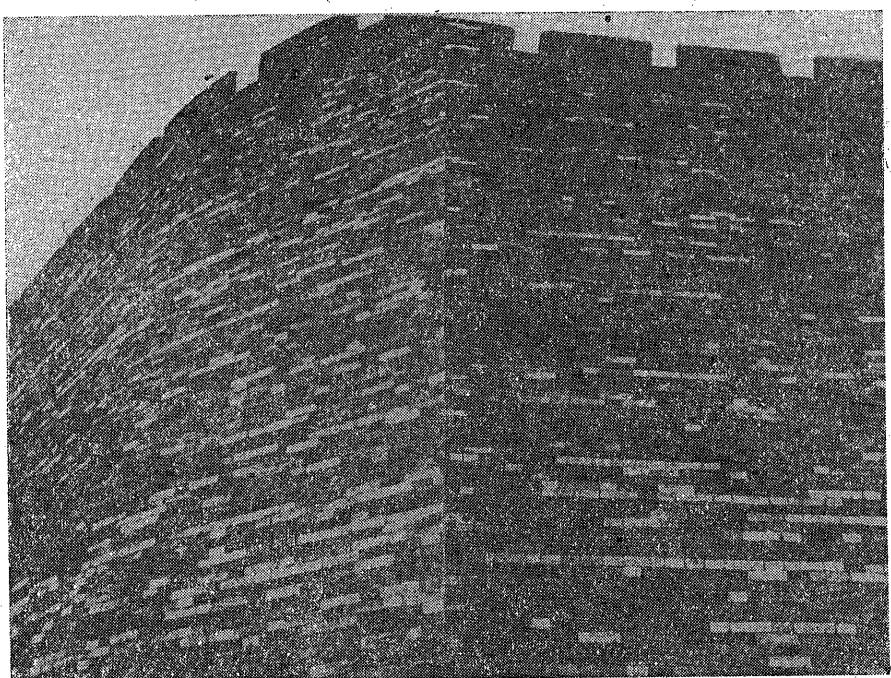
私はこゝに初見とも考へられる上述支那字瓦に對し拙文の一節をもうけて私の該古瓦解釋の態度を顧むとしたものである。

B 南京城壁壇・傳吳倉壇・其の他

一 南京城壁壇

第一圖は南京城の太平門附近の城壁である。

この附近には比較的多く銘文を有する明代南京城壁の壇が残つてゐる。それが南京城の出來た頃のまゝのものであるか、又は舊い壇を利用して其の後この部分を作つたものであるかは、私にはわからなかつたけれども壇の中には「洪武七年」「洪武十年等の紀年銘を有するものがあるから年代の明らかな壇としては興味がある。明代の金石文は困憊する程澤山あるし、書體等を研究するには、もつと重要なものが多く殘存してゐるからこんな壇



第一圖
一、に時代
の舊い
ものゝ
みをと
りあげ
ること

行的な考へ方であるといはねばならぬ。
銘文の二三を示すならば

安慶府望江縣提調官主簿李震

司張張本作匠茂二

洪武七年 月 日造

袁州府宜春縣提調官主簿高享 司吏陳廷玉

燒磚人易保一 人戶彭署

洪武十年 月 日

南京城は極めて壯大であつたらしいが、その城

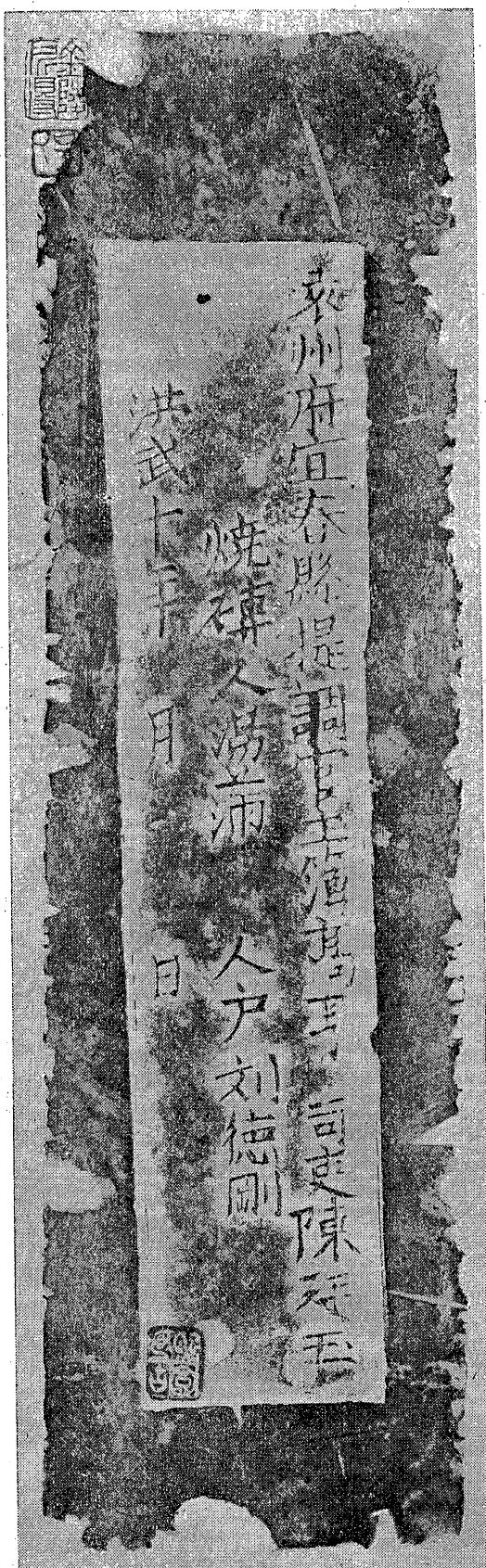
壁を僅が長四〇粍厚一一粍許の磚が構成したとすると日本人には一寸想像のつかない支那人の性格の一部を察することが出來やう。

といふやうなもので、多くは長手の兩面に銘文を有してゐる。數多く残つてゐるこれ等の磚の銘文を一々調べたならばそれだけ案外な結果が出ないと限らない。作製した場所や運搬方法等も問題となるであらう。現在これ等の磚は著しく淡黃色を呈すものと普通の磚に見る様な灰黒色を呈するものとの二つに大別することが出来るが、前者は極めて細かい土を焼いて作つたものゝ様に思はれ

る場所には何處へでも使用されてゐる。特に目立つのは大きな家の堀や土止め等に用ゐられてゐるものであり、そんなものゝ中には割合に完形に近いものが残つてゐる。又大きな石をくりぬいて作つた井床の下に積むであるもの等もみうけた。然しながら銘文に年號を紀すものはそれ等のうちにあるらしく、夫子廟附近の骨董屋の店頭にも數口

之を見受けた。第一二圖に示すものはそのうちの一の拓本である。その色は淡黃色を呈するものであつた。

『倉蔵』『倉蔵小』『陶倉』『倉凌』〔倉凌天八〕『倉陳』『倉譚』『倉談』『譚窑』『凌』『正右』『正前』『左』『修倉蔵記』『修倉王』『修倉蔵』『修



第一二圖 第

倉陶』『修倉』(刻印)『修倉陶』(刻印)『倉』(刻

印)

等の文がある。

南京城壁塼について市内に多くみることの出来

る古塼は吳倉塼と傳へるものである。大きさは大體縱四〇糀、横一八糀、厚八糀程度のものであつて、小口に

倉譚 藝記 凌 談

(充量)

一一一

右壇九長約五寸博半之懷寧方朔得於神策門外定爲吳石頭倉壇按石頭倉城六朝相承不改無由定爲吳壇也陶蔣等是倉官之姓天一倉之號次

とあるものに該當するものと考へられる。しかしながら吳倉壇となすべきか否かは今後の考究に俟

たねばならない。私がこの壇を最も多くみたのは清涼寺の土壙と、雨花臺下の殯舍の壙の中であつた。

三 其 の 他

イ 夫子廟の骨董屋で囁目したもので興味をひいたものゝ一に『建康府』なる銘文のある壇があつた長手に三字を陰刻したもので書體は楷書であつた。

江寧金石記卷五宋の條に

建康軀『建康府』右軀正書陰文吳門鑒君木夫
得于闡中作詩紀事題詠極多江寧友人岳樂山家

亦有一枚質若澄泥因鑿爲研按宋紀建炎三年五月八日改江寧爲建康府乾隆五十年六月二十三日午刻鐵塔寺圮其中宋軀甚多聞有款識此軀蓋岳君得于其時者也

とある。これに該當するものであるかも知れない。

續纂江寧府志卷九之一には

宋建康府壇正書陽文江寧甘氏藏『建康府朱二』呂志列建康壇定爲建炎三年以後造據封崇寺壁所見卽鐵塔寺故物也無陶者姓名道光十年江寧甘熙得此
壇於治山後岡徑尺二寸三分橫五寸九分

との記述がある。上述のものに類するものと考へられるので引用する。

口 元來支那は偽物の國といつてよい程何か價值のあるものに對しては偽物を作るが、壇に對してもこのことは云へる。特に紀年銘ある壇乃至割合に興味をひくやうな文様のある壇瓦は南京市内

の骨董屋で見たものは殆んど全部が偽物であつた。多くは古い埴瓦を利用して作製したもので原物を髣髴させるやうに精巧に作つたものもあれば、全く始末のつかぬ程やりつけなしのものもみうけられた。極く精巧なものは小口や埴面に或る程度の紋様があり、そのまゝでも相等の市場價值のある古墳の長手の部分等に年號等を刻出して、その鐵製品で刻むだ面を誤魔化す爲に、漆喰様のものをぬり、拓本を多く取つた爲黒く汚れた様に墨をぬつてその面を繕つてあつた。書道全集に掲載されてゐる埴の拓本のうちには——特に南京古物保存所藏とあるもの——この種偽物埴がある。

その書體が明かに物語つてゐるのである。書道全集の編輯者は餘程貴重のものと考へたのであらうか、同全集第四卷に於ては『吳黃龍元年埴』と稱するものを原寸大に別刷にしてあるが、これ等も明らかに私の云ふ偽物埴の拓本であらう。

追記

以上雜然と瓦を中心として記述し、極めて主觀的な見解をも加へたが、こんな雜然さが現在における私なのであつて、その點はいつはる可くもないけれども、拙文が本誌をけがすことの大なるを恐れてゐる。幸ひここに掲載せる寫真がその責を幾分でも軽くしてくれることを望んでゐる。

(昭和十五年夏)

結

、南京附近で私は六朝時代の遺物・遺蹟を見て、如何に我が推古・寧樂時代の遺物に彼の地の影響の濃厚であるかを從來より一層痛感した。しかしそれがどうして一部の人々のやうに支那から教はつたことを隠したり、歪曲したりしてまで日本の獨創としなければならないことなのであらうか。

そんな風にすることが國體の精華を知る所以であらうか。

汎く世界を見渡せば日本の推古・寧樂時代等比較にならぬ程古い遺物・遺蹟は珍しくはない。

しかしながら日本の様に、萬世一系の天皇を中心にして世々相傳へられて來た歴史的遺物遺蹟が何處の國にあらうか。支配者の變る毎に國寶の所有者が變つたり、大切な凱戰門を飾る彫刻が奪ひ去られたり、又それをとり返したりした歴史ではないのである。他國の博物館に國寶を身賣りするやうな歴史ではないのである。

畏くも正倉院の御物をはじめ奉り、我が國の國

寶は我が國體——『此の「國體」なる詞は日本においては一般的な意義以外に特殊な意義を豫想させる内容を有つ。それは世界歴史的事實に由由來するのであつて、即ち超民族的思想の顯現が國家的である點に於て世界史的に他に類がない所から

由來するのである。國家的であるといふ事實は、國家統治の主に於て顯現し實在することである。

即ち萬世一系の天皇に於いて顯現してゐる特殊な世界史に於いて類のない様相の名稱であるからである。』——の精華のこよなき顯現なのである。

正倉院御物の特別展観を拜觀しつゝ、一方には支那の國寶とも云ふ可き南京中華門外報恩寺琉璃塔の鐵製伏鉢さへ他國のものに屑鐵と同様に取り扱はれ、自國を攻略する武器と變相せざるを得ない状態を思ひ合はせて全く感涙なきを得ないのである。蛇足ながら附記した次第である。

(昭和十五年十一月)

〔註一〕 關野博士の南京靈谷寺にて得られたものと、原田博士の同秀山公園にて得られたもの等が確實なものであらう。

〔註二〕 昭和十三年六月發行

〔註三〕 近來古瓦の「一組」といふ方法を以て研究されてゐることは極めて方法として適當なことではあるけれども同誌に

なほ氏（藤澤氏）が從來古瓦文の研究が兎角圓瓦當・平

瓦當と別々に取扱ふ傾向があつて、その年代の如きも通

じて緊密に考へられなかつたのに對して、平瓦と圓瓦と

が本來使用上不離の關係にあるところから、二者一なる

觀點より新たな系統觀を組立てようとしたのも確に當を得たものと考へる。

とされてゐるのは古瓦研究史を顧みるならば當を得たものと考へられない。會津博士の「法隆寺・法起寺・法輪寺建立年代の研究」にも既に各所にその方法が採用されて居るのであつて、特に同書一四三頁には輕部慈恩氏の公州出土の古瓦の批評をされる所に於ては特に、どの字瓦が果してどの鎧瓦と一組をなすべきかと『一組』といふ字句をさへ使用して述べられてゐる。

〔註四〕 會津博士前掲書一二一一一二二頁

〔註五〕 同 一二九一一三〇頁

〔註八〕 同 一二四頁

〔註九〕 同 二二七頁

〔註六〕 四五一四七頁所載

〔註七〕 二六〇頁、二七〇一二七二頁所載

〔註一〇〕 梁吳平忠侯蕭景や梁臨川靖惠王蕭宏の石柱にみられる。前者は自ら實見した所であるが、後者は『六朝陵墓調査報告』圖版第二〇による。因に梁書によると蕭景は普通四年（西紀五二三）に蕭宏は普通七年（西紀五二六）に薨じてゐ

る。

〔註一一〕 中國營造學社彙刊第五卷第二期所載

〔註一二〕 瀧博士監修日本古美術案内一六九頁

〔註一三〕 會津博士は前掲書一一八・一四二頁に「雲形肱木の存在だけでは推古時代建築の決定的標幟とはならない」と述べられてゐる。

〔註一四〕 この文書を私は昭和九年三月二十日より四月二十日まで東京日本橋高島屋で文部省主催の下で行はれた「我等の日本皇國史大展覽會」でみたのである。その折に會場でガラス越しに卷首の部分に雲肱木の三字のあるのを認めたのであつた。眼のよくない私にはそれ以上記憶することも出來なかつたし、ノート等もしなかつた肱といふ字をたしか肱といふ字に書いてあつた。その標題だけを當時同會編纂の目録に書きつけてある。それには

注進長九年八月一日以後同十年四月廿日所之修理造作工夫食新米勘文事

とある。恐らく本年六月文部省宗教局編纂の國寶（寶物類）目錄に奈良縣中村正勝氏の條に

紙本墨書長元十年觀世音寺修理所注進狀

とあるものであらう。私はこの文書をみて以來何となく氣になり、一應は登大路に中村雅眞氏をお訪ねして拜見を乞ふたのであるが、丁度都合がわろくて、そのまゝ今日に到つてゐる。であるから、文の前後も知らず、これだけの知見では少

しぐ冒險的な言辭を弄したやうであるけれども、よし文書は私に不利に展開しやうとも私の考へ方には一向差支へないものである。

又觀世音寺の創建に關しては色々文獻もあらうが、續日本紀元明天皇和銅二年二月戊子朔の條に

詔曰、築紫觀世音寺、淡海大津宮御宇天皇(天智)奉爲後岡本宮御宇天皇(明齊)誓願所基、雖累年代迄今未了宜大宰商量充駆使丁五十許人及遂閑月差發人夫專加檢核早令營作とある。これは詔勅を引用してゐる程度の文獻であるから最も信をおき得る史料であらう。

であるから、その創建は推古時代に迄はさかのぼると考へられず、この雲肱木を使つた建物は少くとも寧樂時代前期以後の建築物であつたとみれば差支へないであらう。

〔註一五〕勿論法隆寺が白鳳時代の建築物であれば問題は解消する。

〔註一六〕富永先生の御講述『一』による所である。